

● 過誤について

過誤とは……

既に支払いを受けた障害福祉サービス費等について、請求する前の状態に戻すことをいいます。支払われた給付費は、過誤を行った月の請求額より過誤分の金額を相殺して返還されます。過誤には「通常過誤」と「同月過誤」の二つがあり、どちらかの方法で行ってください。

過誤申立の注意点

- (1) 以下の請求明細書については、過誤申立処理はできません。
 - ① 支払いが済んでいない場合
 - ② 既に返戻されている場合
- (2) 過誤を行う請求明細書の請求額が全額調整されます。

過誤を行う件数が多い場合は過誤調整金額が、当月請求額を上回ってしまい、返還金が発生する場合があります。

※請求書内の部分調整(差額調整)はできません。

※平成 21 年 10 月サービス提供分～平成 24 年 3 月サービス提供分は処遇改善助成金も含まれます。
- (3) 請求明細書の過誤申立を行った場合、併せてサービス提供実績記録票も取り下げとなりますので、再請求の際はサービス実績記録票も提出が必要となります。
- (4) 上限額管理結果票は取り下げができません。

ただし明細書の修正によって上限額結果管理票への変更が生じた場合、『作成区分=2:修正』で再作成し、併せて提出してください。

I. 通常過誤

通常過誤とは、支払いを受けた障害福祉サービス費等の取り下げだけを行うもので、過誤決定通知書を確認した後(過誤処理を行った翌月以降)に再請求を行います。通常過誤を行った場合の金額調整は、下記のとおりです。

$$\text{当月請求額} - \text{過誤額} = \text{支払決定額}$$

【処理の流れ】

- ① 事業所は支払い済み請求の誤りが発覚した場合、市町村と調整のうえ過誤申立を依頼
- ② 市町村は、過誤申立情報を作成し、国保連合会へデータを伝送
- ③ 国保連合会は、過誤申立情報に基づき過誤処理を行う
- ④ 過誤決定通知書が市町村及び事業所へ送付される
 - ・市町村: 毎月 25 日頃
 - ・事業所: 毎月 7 日頃、支払決定額通知書等と同時期
- ⑤ 事業所へ請求額から過誤額が相殺された金額が支払われる
 - ・毎月 15 日頃
- ⑥ 事業所は取り下げた請求明細書を修正し、再請求を行う

II.同月過誤

同月過誤とは、支払いを受けた障害福祉サービス費等の取り下げと、取り下げを行う分の再請求を同一月内に行います。

同月過誤を行った月の請求額と過誤分請求額から過誤額の調整を行うので、事業所の負担を少なくすることができます。

同月過誤を行った場合の金額調整は、下記のとおりです。

$$\text{当月請求額} - \text{過誤額} + \text{過誤分請求額} = \text{支払決定額}$$

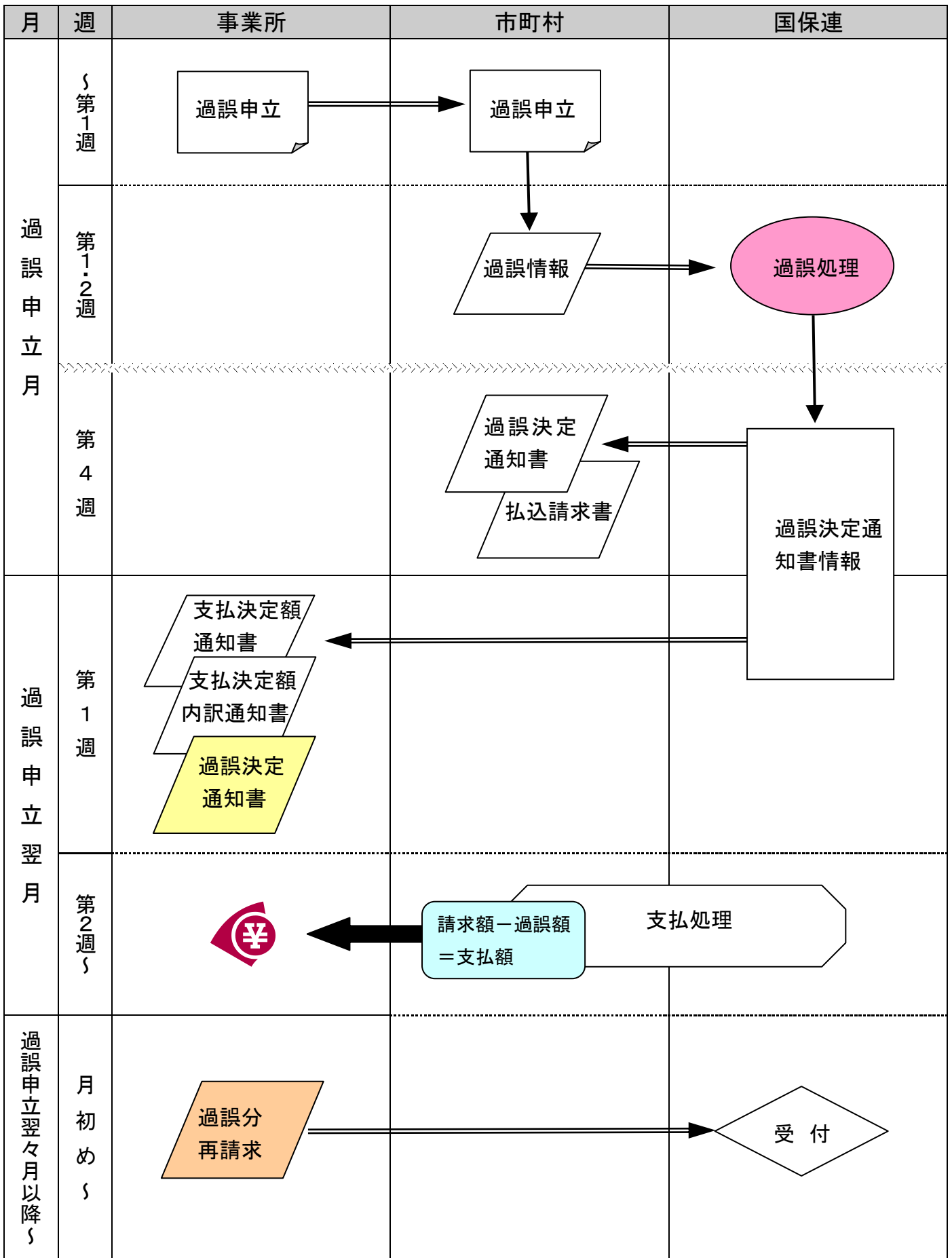
留意点

- ・ 市町村から連合会への同月過誤申立受付期間は毎月1～3日頃となります。
- ・ 正確に処理を行うため、事業所、市町村間で連絡調整を十分に行ってください。
- ・ 同月過誤を行う月に過誤分の再請求がなければ、取り下げのみ行われるため、当月請求額より過誤額を全額返還することとなります。(通常過誤と同じ取扱いとなります)

【処理の流れ】

- ①事業所は支払い済み請求の誤りが発覚の場合、市町村と調整のうえ過誤申立を依頼
- ②市町村は、過誤申立情報を作成し、国保連合会へデータを伝送
- ③事業所は取り下げた明細書を修正し、期日までに当月分の請求と過誤分の再請求を行う
- ④国保連合会は、過誤申立情報に基づき過誤処理を行う
- ⑤過誤決定通知書が市町村及び事業所へ送付される
 - ・市町村:毎月25日頃
 - ・事業所:毎月7日頃、支払決定額通知書等と同時期
- ⑥事業所へ当月請求額と過誤分請求額から過誤額が相殺された金額が支払われる
 - ・毎月15日頃

○通常過誤の流れ○



○同月過誤の流れ○

